

【遺族基礎年金・遺族厚生年金】

	遺族基礎年金	
支給要件	<p>①短期要件又は長期要件に該当すること</p> <p>ア) 短期要件 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき</p> <p>イ) 長期要件 老齢基礎年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること。ただし、障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例あり。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた、次の人に支給される。 ①子のある妻、②子</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 子の年齢要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・ 20歳未満で1級又は2級の障害者 </div>	<p>①短期要件又は長期要件</p> <p>ア) 短期要件 ①被保険者が級の障害厚生年金</p> <p>イ) 長期要件 老齢厚生年金</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の①</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人に ①遺族基礎年金 ②子のない妻 ③55歳以上の夫 ④孫（遺族基礎</p>
年金額	<p>792,100 + <u>子の加算</u></p> <p>● 子の加算</p> <p>第1子、第2子・・・各 227,900円</p> <p>第3子以降・・・・各 75,900円</p> <p>(注) 子が遺族年金を受給する場合の加算は、第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。</p>	<p>[(平均標準報酬月 × (7.692/1000 ~</p> <p>※ 乗率は生年月日</p> <p>なお、夫が死亡し妻が受ける場合に</p> <p>※被保険者期間が</p>

<図4-3> 遺族厚生年金の併給方法の見直しについて（平成19(2007)年4月実施）

自分自身が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させるため、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとします。

【見直しのイメージ図：妻の老齢厚生年金は3.9万円、

